

第六十九回
帝國議會
貴族院

大正十三年法律第二十四號中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

大正十三年法律第二十四號中改正法律案

昭和七年法律第四號中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

昭和九年度第一豫備金支出ノ件

昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和九年度特別會計豫備費支出ノ件

昭和九年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

自昭和十年四月昭和十年十二月昭和十年十二月

委員氏名

委員長 侯爵池田 宣政君

副委員長 子爵秋元 春朝君

子爵松平 乘統君

宮尾 舜治君

男爵加藤 成之君

加藤政之助君

小久保喜七君

板谷 宮吉君

佐々木八十八君

昭和十一年五月二十三日(土曜日)午前十時九分開會

○委員長(侯爵池田宣政君) 是ヨリ委員會ヲ開會致シマス、先ヅ最初ニ昭和九年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ承諾ヲ求ムルノ件ヲ議題ニ供シタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ政府委員ヨリ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(中島彌國次君) 昭和九年度第一豫備金支出他六件ノ事後承諾ニ關シマシテ御説明申上ゲマス、今回御承諾ヲ求メテ居リマス所ノ昭和九年度第一豫備金支出他六件ニ付キマシテハ、既ニ本會ニ於キマシテ大體ノ御説明ヲ申上ゲタノデアリマスルガ、茲ニ重ネテ一應御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス、昭和九年度ニ於キマシテハ一般會計第一豫備金ヨリ六百萬圓、同滿洲事件第一豫備金ヨリ一千萬圓、特別會計第一豫備金ヨリ五百六萬餘圓、同豫備費ヨリ千四十九萬餘圓、合計三千五百五十五萬餘圓ヲ支出致シマシタ、次ニ昭和十年四月十七日ヨリ同年十二月十四日ニ至ル間ニ於テ一般會計第二豫備金ヨリ千九百二萬餘圓、特別會計第二豫備金ヨリ三百三十四萬圓、合計二千二百三十六萬餘圓ノ支出ヲ致シマシタ次第デアリマス、右ハ何レモ豫備金或ハ豫備費ノ豫算ノ範圍内ニ支出致シタモノデアリマス、尙昭和十年七月十三日ヨリ同年十二月十四日ニ至ル間ニ於キマシテ、特別會計豫備金外ニ於テ其ノ最低剩餘金ヲ以テ豫算分ノ支出ヲ爲シタルモノガ百八十二萬餘圓アリマス、各事項ニ付キマシテハ、各省所管ニ互リマシテ、各提出致シテアリマスル計算書並ニ調書ニ説明致シテアリマスルガ、尙御質問ニ依リマシテ、申述ベルコト致シマス、一應ノ御説明ハ之ニ止メテ置キマス、何卒御承諾アラムコトヲ御願ヒ申上ゲテ置キマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 之ニ對シマスル御質疑ノ御發言ガゴザイマスレバ、此ノ際御願ヲ致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) 御質疑ガナケレバ直ニ討論ニ入リタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) 御異議ナイト認メマス、ソレデハ討論ニ移リマス、昭和九年度第一豫備金支出ノ件外六件ヲ一括致シマシテ、承諾ヲ與フルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○加藤政之助君 正當ノ支出ト認メマスカラ、贊成致シマス

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデヤ昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件外六件ハ承諾ヲ與フルコトニ決定致シマス、次ニ大正十三年法律第二十四號中改正法律案並昭和七年法律第四號中改正法律案、此ノ二案ヲ一括致シテ議題ニ供シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○政府委員(中島彌國次君) 大正十三年法律第二十四號中改正法律案ト昭和七年法律

第四號中改正法律案ニ付キマシテハ、是ハ實ハ別ノ委員會ニ於キマシテ關稅ノ改正ヲ行ヒマシテ、ソレガ「シトラネラ」トカ「レモン」トカ、其ノ外「バラフィン・ワックス」トカ、「アスピリン」其ノ他ノ藥材、鐵ノ中「リボン」、帶「アルミニウム」、大體是等ノ十一品目ニ互リマシテ關稅ノ率ノ改正ヲ行ツタノデアリマスルガ、其ノ改正ヲ行ヒマシテ結果、整理ノ關係上、今申上ゲマシタ大正十三年法律第二十四號ト、ソレカラ昭和七年法律第四號中改正法律案、此ノ二ツガ整理的ニ生レテ來タモノデアリマシテ、關稅定率法中改正法律案ト全ク密著ノ關聯ヲシテ居ルノデアリマス、之ヲ極ク碎ケテ申上ゲマスナラバ此ノ大正十三年法律第二十四號ハ贅澤品ノ輸入ニ關スル法律デアリマシテ、此ノ中ニハ御承知ノ通り百種ノ贅澤品ニ對シテ十割ノ輸入稅ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、其ノ輸入稅ガ大體石鹼ヂヤトカ、或ハ果物ノ罐詰デアルトカ、香水デアルトカ、其ノ他色々ナ寫眞機ヂヤトカ、百種ノ贅澤品ニ互ッテ掛ケラレタモノガ、丁度濱口大藏大臣ノ時、大正十三年ニ出來タノデアリマスガ、其ノ中デ「シトラネラ」ト「レモン」ト「イオノーン」ト云フ此三品ガ十割ノ稅ノ中デ、括弧シテ十割稅カラ除カレテ、是ダケ

ノモノガ無稅、又ハ二割ニナツテ居ツタノデアリマス、ソレガ十割關稅ノ稅表ノ中ニ書イテアリマス、所ガ、此ノ「シトラネラ」、「レモン」ト云フモノガ其ノ後日本ノ國ニ出來ルコトニナリマシテ、之ニ今度稅ヲ掛ケルコトニナツタノデアリマス、ダカラ此ノ十割關稅ヲ規定シテアリマス、大正十三年法律第二十四號ノ中カラ、唯之ヲ引拔イテ來タダケノ改正デタリマス、サウシテ之ニ今度稅ヲ掛ケルコトニナツタノデアリマス、ナカ／＼茲ニ一寸説明ガ面倒ニナリマスケレドモ、百種ニ互ッテ十割關稅ヲ掛ケルコト云フ規定ヲ作ツテ其ノ中ニ是々ノモノハ無稅ニスルト云フコトヲ書キ込ンデアル、其ノ中カラ取り來タリテ「シトラネラ」、「レモン」ト「イオノーン」此ノ三種ニ互ッテ之ニ稅金ヲ掛ケルコト云フコトニナリマシタカラ、此ノ大正十三年法律第二十四號ノ訂正ノ爲ニ今度ノ改正ノ規定ヲ此處ニ提案致シタ所以デアリマス、ソレカラモウ一ツノ昭和七年法律第四號中改正法律案モ是モ矢張り今度ノ關稅定率法中改正法律案ノ先ヅキ申上ゲマシタ香油外十一品ヲ改正致シマシタノデアリマスルガ、之ニ伴ヒマシテ此ノ整理的ニ昭和七年法律第四號中改正法律案ヲ改正シナケレバイカス

コトニナリマシタノデアリマス、ソレハドウ云フ意味カト申シマス、此ノ昭和七年法律第四號ハ從量稅ニ對シマシテ、高橋大藏大臣ノ時ニ、昭和七年ニ從量稅全般ニ互ッテ三割五分ノ附加關稅ヲ掛ケタノデアリマス、掛ケマシテ其ノ時ニ左ニ掲グルモノハ此ノ限リニ非ズトシテ、銑鐵トカ、小麥トカ、木材ノ一部ニ對シマシテハ三割五分ノ附加關稅ヲ掛ケナカッタ、ソレハ別ニ稅金ヲ盛リマシテ、アノ時ニ關稅改正ヲヤツタノデス、ソレカラ後ニ此ノ稅率ヲズット動カシテ行クモノハ皆三割五分ノ附加關稅ノ中ヘ左ニ掲グルモノハ此ノ限リニ非ズト云フ中ニ突込ンデ行クヤウナ建前ニナツテ居リマシテ、從ツテ今度香油其ノ他十一品ニ互リマシテ、關稅改正ヲヤリマシタガ、ソレモ此ノ三割五分ヲ取ツテ了ツテ、サウシテ左ニ掲グル別表ノモノハ此ノ限リニ非ズト云フ中ニ是ヲ入レテ行ク、是ダケノ改正デアリマス、極ク簡單ナモノデアリマシテ、サウ申上ゲタ方ガ却ツテ御了解シ易イダラウト思ヒマス、是ダケノ極ク簡單ナモノデアリマス

○子爵秋元春朝君 極ク簡單ナ質問デアリマスガ、私甚ダ淺學デ分リマセスガ「イオノーン」ト云フノハ是ハ何デアリマスカ

○政府委員(中島彌國次君) 「イオノーン」

ト云フノハ石鹼ノ原料デアリマシテ、重ノ香ヒノスルモノデアリマス、ソレガ「レモン」トカ「ガ原料ニナリマシテ」、「イオノーン」ガ製造サレルノデアリマス、其處デ「シトラネラ」、「レモン」ト云フモノハ矢張り石鹼ノ原料デアリマスガ、此ノ石鹼ノ原料ニ對シマシテ毎百斤七十二圓、大體二割見當ノ稅ヲ掛ケルコトニナリマシタカラ、從ツテ製品タル「イオノーン」モ掛ケネバイカスコトニナツテ、之ニ對シマシテモ亦稅ヲ掛ケルコトニナツタノデアリマス、此ノ「レモン」ト云フモノハ日本ノ國デハ小笠原島ニ出來ルノデアリマシテ、ソレカラ英領印度カラモ出ルノデアリマシテ、今迄無稅デアリマシタ、小笠原島ノ方ニ此ノ産業ガ發達シテ居リマシテ、之ニ稅金ヲ掛ケマスルト云フト、英領印度カラ來ルノラ段々防止出來マシテ、日本ノ産業ノ獨立ガ出來ルト云フ見地カラ掛ケタンデアリマス、ソレカラ此ノ「シトラネラ」ト云フノモ是ハ矢張り「ジャバ」カラ來マス、是ハ臺灣ニ澤山アル、今栽培面積ヲ増加シツツアリマスガ、「ジャバ」產ガ非常ニ安イノデ、ソレニ壓迫セラレマシテ、臺灣ノ栽培面積ガナカ／＼擴マラナイ、今度之ニ每百斤四十一圓、從價ニ致シマシテ大體三割五

分ト云フ限度ノ稅ヲ掛ケル、サウ致シマス

ルト「ジャバ」ノ品物ヲ驅逐スルコトガ出來マス、此ノ「イオノーン」ト云フヤツハ「レ

モンガラス」ガ原料ニナツテ出來テ居ルノデアリマシテ、石鹼ノ葦ノ香ヒノスルノハ全部此ノ「イオノーン」ヲ使ツテ製造シタモノ

デアリマス、之ニモ矢張り關稅ヲ掛ケル、原料ニ掛ケマスカラ製品ニモ掛ケルト云フ

コトニナツテ來ルノデアリマス

○子爵秋元春朝君 ドノ位ノ量ガ今迄入ッテ居ッテ、又内地ニ於テハドノ位出來ル御見込ガアリマスカ

○政府委員(中島彌團次君) 輸入ノ數量ハ大體五百七十三斤位ノ程度昭和十年ニ入ッテ居リマス、ソレカラ日本ノ生産ハ一萬七千斤デアリマシテ、輸入ノ數量ハ割合ニ少量デアリマスケレドモ、市價ニ相當ナ影響ヲ受ケテ居リマスノデ、此ノ數量ガ少クテモ市場ニ影響スルコトガ大キイモノデスカラ、波瀾ヲ止メル意味ニ於キマシテ是等ノ物ニ相當稅ヲ掛ケル必要ガアル、今迄無稅ニナツテ居ッタノヲ掛ケルノデアリマス

○加藤政之助君 此ノ稅ヲ掛ケルノデドノ位收入ガ殖エルノデスカ

○政府委員(中島彌團次君) 數量ハ極ク僅デゴザイマスガ、大體増加ノ見込ガ三十餘

萬圓ト見テ居リマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 外ニ御質問ゴザイマセヌカ

○板谷宮吉君 是等ノ二ツノ藥品ガ臺灣デ出來ルト云フ御話デアリマシタガ、ソレニ對シテ何カ補助トカ獎勵トカ云フ考ハオアリニナルノデスカ

○政府委員(中島彌團次君) 總督ノ方デ此ノ方面ハ獎勵シテ居リマスガ、私記憶シテ

居リマセヌガ、獎勵金ハ無イサウデアリマス、アリマセヌケレドモ中央研究所デ研究シテ獎勵致シマシテ、其ノ結果是ハ關稅ヲ

今申上ゲマシタ程度ノ率ヲ引上ゲテ呉レルナラバ相當ノ面積ヲ是ガ擴ゲルコトガ出來ルト云フノデアリマシテ居リマス、是ハ「シトラネラ」ノコトデスカ、「レモンガラス」ノ方ハ英領印度カラ多ク來マスノデ、「シトラネラ」ノ方ハ「ジャバ」カラ來マスガ、片一方ハ小笠原デ出來マス、此ノ兩方面ニ互ツテ獎勵致シマシタナラバ相當ニ發達シテ來ルト思ヒマシテ、今度ノ關稅ノ改正ラシタ譯デアリマ

ス

○委員長(侯爵池田宣政君) 別ニ御發言ゴザイマセヌカ、別ニ御發言モゴザイマセヌヤウデアリマスカラ質問ヲ此程度ニ打切り

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ只今カラ討論ニ移リタイト思ヒマス

○子爵秋元春朝君 私ハ全部改正案ニ賛成ノ意ヲ表シマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ直ニ採決ニ移リタイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) 採決ニ移リマス、大正十三年法律第二十四號中改正法律案外一案ハ原案ノ通り可決致スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) 右二案ハ委員會ニ於キマシテ可決ト相成リマシタ、次ニ朝鮮事業公債法中改正法律案ヲ議題ト致シ

タイト思ヒマス

○政府委員(中島彌團次君) 朝鮮事業公債法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲ

マス、朝鮮總督府特別會計ニ於キマシテ、昭和十一年度以降ノ繼續費ト致シマシテ計上致シマシタ鐵道建設及改良費ノ追加額ノ一部八千百餘萬圓竝ニ港灣修築改良費追加額ノ一部六百餘萬圓ハ同特別會計最近ノ現

狀ニ鑑ミマシテ、之ガ財源ハ公債ニ依ルヲ適當ト認メマシタノデ、朝鮮事業公債法ノ法定額ヲ増加スル必要ガアリマシテ、本法

律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、此朝鮮鐵道ノ建設及改良其他港灣修築等ニ當

リマシテハ朝鮮總督府ノ政府委員ヲシテ説明致サセマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與

ヘラレントコトヲ希望スル次第デアリマス

○政府委員(今井清徳君) 只今問題ニナツテ居リマス鐵道ノ建設竝ニ改良及港灣ノ修

築改良ニ付キマシテ其内容ヲ簡單ニ申上ゲマス、今回ノ此鐵道ノ建設改良ハ建設方面

ニ於キマシテハ今日釜山京城間ニ京釜線ガアルノデアリマススケレドモ、產業著シク

發達シ、殊ニ滿洲國ガ建設セラレマシテ輸送量ガ著シク増加致シマシタ爲ニ、現在ノ

線路ノミヲ以テシテハ十分ニ交通機關トシテノ機能ヲ發揮スルコトハ困難ニ相成ッ

ノデアリマス、ソレデ此間ニ更ニ一線ヲ建設スルノ必要ヲ感じタノデアリマス、之ヲ

建設スルト致シマシテ如何ナル線路ヲヤルベキカト云フコトニ付テ色々調査致シタノ

デゴザイマス、其結果現在東海中線ノ中間ニ永川ト云フ驛ガゴザイマス、其永川カラ、慶尙北道ノ中部、江原道、忠清北道ヲ經過致シマシテ京畿道ニ出マシテ京城ノ清涼里

ニ連絡スル線ガ一番適當ト考ヘタノデアリマス、此ノ經過地ハ朝鮮南部ノ中央部デアリマシテ、此沿線ハ既ニ相當ニ發達致シテ居ルノデアリマス、農産物、林産物、鑛山物ニ富シテ居ルノデアリマスガ、此交通機關ガ普及致シテ居リマセヌ爲ニ稍、其發展ガ阻マレテ居ルト云フヤウナ状態ニ在ルノデアリ、殊ニ林産物、鑛産物ノ方面ニ於ケル發達ト云フモノハ交通機關ノナイ爲ニ十分ナル發達ガ出來ナイヤウナ状況ニナッテ居リマス、左様ナ狀況デアリマスカラ、京城、釜山間ノ新線ヲ設ケルト致シマシテハ、此ノ路線ヲ取ルコトガ最も必要グラウ、殊ニ一朝有事ノ際ニ於キマシテハ、軍事上カラ見マシテ、左様ナ路線ヲ取ルコトガ最も適當デアルト云フ風ニ軍部ノ方面ノ御意見ナリ御希望モアッタノデアリマス、即チ産業並ニ軍事兩方面カラ考ヘマシテ、此ノ路線ヲ選ンダ次第デアリマス、永川、清涼里間ノ三百五十八「キロ」ノ線路ヲ建設致スノデアリマス、之ニ約七千二百萬圓ヲ要シマス、本年度ヨリ將來五箇年ニ互ッテ此ノ線路ヲ完成シタイト云フノガ主要ナ點デアリマス、之ニ伴ヒマシテ、現在ノ京城、釜山間ノ線路ニ付キマシテモ、或ハ水害ヲ蒙リマシテ、或ハ橋梁ノ傷シテ居ルモノガアリマストカ、

種々改良ヲ加ヘルモノガアリマストデ、ソレ等ノ改良モ併セテ圖ッテ行キタイト云フ此ノ改良ノ方面ノ計畫デアリマス、而シテ斯様ナ新線ナリ、既設線ノ改良ニ伴ヒマシテ、輸送力ガ増加致スノデアリマスガ、之ニ連絡スベキ港灣ノ施設ヲ致シマシテ、現在ノ釜山港ナリ、或ハ馬山港ナリト云フモノガ設備ガ十分デナイノデアリマス、從ッテ釜山並ニ馬山港ノ海陸連絡ノ施設ヲ改善致シタイト考ヘマシテ、釜山港ノ海陸連絡、設備ニ對シテハ五百萬圓、馬山港ノ海陸連絡、設備ニ對シマシテハ百九萬一千圓ヲ投ジマシテ、此ノ方ノ施設ハ本年ヨリ將來三年間ニ互ッテ完成シタイ、斯様ニ海陸連絡ノ設備ヲ建設改良シマシテ、鮮内ニ於ケル交通、延イテ内地、朝鮮、滿洲ニ於ケル輸送系統ノ運行ノ圓滿ヲ期シタイト云フノガ本案ノ趣旨デアリマス、尙御質問ガアリマスレバ御答ヲ申上ゲマス、概略案ノ内容ニ付キマシテ御説明申上ゲマシタ次第デアリマス

○子爵秋元春朝君 参考書ニ圖面ヲ頂戴シテ居ルガ、此ノ赤イ數字ガ付イテ居ルノハ今仰シヤッタ建設線デスカ

○政府委員(今井田清徳君) 左様デゴザイマス

○子爵秋元春朝君 丸イノガ付イテ居ルノガ、是ハ今仰シヤッタ港灣ノ改築ト云フカ、修築デゴザイマスカ

○政府委員(今井田清徳君) 左様デゴザイマス

○子爵秋元春朝君 此ノ赤イ線ヲ決メル時ニ相當ナ競争カ何カアツクンデヤイノデスカ、何モナイカ、モウ少シ右ノ方ヘ寄セテ吳レトカ云フヤウナコトデ……

○政府委員(今井田清徳君) 別ニ此ノ路線ヲ作ルニ付キマシテ、競争ト云フカ、民間ノ特別ノ要望ト云フモノハナカッタノデアリマスガ、産業並ニ國防上カラ考ヘマシテ、ドノ路線ヲ採ルガ宜イカト云フヤウナコトヲ種々研究ヲ致シタノデアリマス、結論トシテ此ノ赤イ路線ヲ採ルコトガ適當ダト云フノデ採ツタノデアリマス

○子爵秋元春朝君 内地デハ能ク斯ウ云フ線ガ出來ルニ付テ、甚ダ競争ガ激シクテ問題ガ相當ニ惹キ起ルノデスカ、朝鮮デハ矢張り多少ソシヤウナ傾向ガナイカト思フガ、今迄ソシヤウナコトハアリマセヌデシタカラ直チニ北上致シマシテ、大邱ニ行ク線路デアリマスガ、或ハ此處ニ馬山ト麗水トノ間ニ晋州ト云フ所ガアリマスガ、アレカラ

○政府委員(今井田清徳君) 例ヘバ馬山カラ直チニ北上致シマシテ、大邱ニ行ク線路デアリマスガ、或ハ此處ニ馬山ト麗水トノ間ニ晋州ト云フ所ガアリマスガ、アレカラ

海岸ノ方ニ出テ三千浦ト云フ所ガアル、其ノ三千浦ノ港カラ晋州ヲ經テ大邱ノ方ニ行ク線ヲ建設シタイト云フヤウナ要望ハ、此ノ案ニ拘ラズ出テ居ルノデアリマス、ソレニ付キマシテモ考慮致シタノデアリマスガ、其ノ結果茲ニ決定シマシタ新線ガ適當デアルト云フコトニナッタノデアリマス、其ノ決定致シマシタ以後ニ於キマシテハ別ニ地方ノ運動ガドウト云フコトハナイノデアリマス、併シ先程申上ゲマシタヤウニ地方ノ希望ハ尙アルコトハ事實デアリマシテ、將來其ノ點ニ付キマシテハ相當考慮スル必要ガアルト思ヒマス

○子爵秋元春朝君 尙次ニ永川ト大邱、此ノ間ハ出來テ居ルノデアリマスカ

○政府委員(今井田清徳君) 此ノ黒ノ實線ノ所ハ既ニ出來テ廣軌デアリマスガ、サウドナイ部分ノ黒イ所ハ狹軌デ是ハ出來テ居ルノデアリマス、此ノ狹軌ノ部分ハ目下廣軌ニ改築中デアリマシテ、近ク竣成スル豫定デアリマス、從ッテ蔚山、慶州、浦項、永川、大邱、此ノ間ハ將來近ク廣軌ニ改築サレル豫定デアリマス

○子爵秋元春朝君 サウシマスト此ノ赤線ガ出來上ル時ニハ、全部釜山カラ京城迄此ノ方ノ線路ガ出來上ル、斯ウ云フコトニナ

ルノデアリマスカ

○政府委員(今井田清徳君) サウデアリマス

○子爵秋元春朝君 サウ致シマスト京城ト釜山トノ間ノ距離及總テノ設備等ガコチラノ方ノ新シク出來ル方ガ便利ニナルヤウニ此ノ圖面ノ上カラハ見エマスガ、既設ノ線トノ旅客、貨物ノ輸送ノ關係ト申シマスカ、之ニ對スル影響ハドウ云フコトニナリマスカ

○政府委員(今井田清徳君) 今回ノ計畫線

ガ竣工致シマシテモ、現在ノ京城釜山間ノ幹線ト云フモノハ依然トシテ幹線トシテ存續セシメル積リデアリマス、此ノ現在ノ京城釜山間ハ單線デアリマスガ爲ニ、輸送量ガ既ニ不足致シテ居ルノデアリマス、將來

増加スベキ貨客ノ輸送ニハ非常ニ困難デアルト思ヒマス、從テ此ノ京城釜山間ヲ複線ニスル方ガ宜イカ、或ハ今回ノ線路ヲ設ケタ方ガ宜イカト云フ問題ニ逢著シタノデアリマス、複線ニ致シマスルヨリモ斯様ナ新シ

イ線路ヲ設ケタ方ガ、地方ニ鐵道ヲ分布、普及セシメルト云フ上ニ於キマシテ、即チ地方ノ開發、振興上宜イノデハナイカ、又水害等ノ場合ヲ見マシテモ、現在ノ京釜線ハ往々ニシテ水害ニ罹ッテ交通ノ杜絶スル

場合ガアル、新線ノ方ハ多ク水害ノ危險ノ

ナイヤウナ方ヲ通リマス、斯様ナ點カラ見マシテモ別々ニシタ方ガ宜イ、又一朝有事ノ場合ニ線路ガ何等カノ妨害ヲ受ケルト云フト點カラ見マシテモ、別々ニシタ方ガ宜カラウト云フ見地カラ分ケタノデアリマシテ、兩々相俟ッテ將來ノ完全ナル輸送機關ノ使命ヲ全ウスル、斯様ニ考ヘテ居ル、併シ幹線トシマシテハ現在ノ線ヲ存續致シマシテ、現在ノ線ガ稍、距離モ短イノデアリマス、從ッテ幹線トシテハ京釜線ト云フコトニナルノデアリマス

○子爵秋元春朝君 ソレカラ發行ナサル公債ノ利率ハドウデスカ

○政府委員(林繁藏君) 三分五厘ノ計畫ニ致シテ居リマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 他ニ御質問ゴザイマスレバ御發言ヲ願ヒマス

○子爵松平乘統君 港灣ノ設備ノ方ハ、内容ハドウナッテ居リマスカ、少シ詳シク伺ヒタイノデスカ

○政府委員(林繁藏君) 此ノ事業公債法デ支辨致シマス港灣ノ設備ハ、先程政務總監カラ御説明ノアリマシタ通り、釜山港ト馬山港デアリマスガ、此ノ中釜山港ハ總額五百萬圓デ、昭和十一年度カラ十三年度迄ノ

三箇年ノ繼續事業ト致シマシテ、主トシテ

埋築工事ヲ實行致シタイト思ッテ居ルノデアリマス、丁度場所ハ釜山港ノ防波堤ノアリマス入口ノ真正面ノ地點ニ埋築ヲ致シマシテ、貨物ノ物揚場ヲ造リタイト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ馬山港ノ方ハ總額百九萬一千圓デ、是亦昭和十一年度ヨリ十三年度迄ノ三箇年間ノ繼續事業ト致シマシテ、是モ同様ニ現在ノ馬山ノ停車場ノ前面ノ海岸ヲ埋立テマシテ、相當ノ物揚場ヲ造リタイト考ヘテ居ルノデアリマシテ、是亦埋築ガ主デアリマス、ソレニ附加ヘマシテ陸上ノ多少ノ設備ヲ致スコトニ計畫致シテ居ルノデアリマス

○子爵松平乘統君 此ノ馬山ト舊馬山トノ距離ハドウ位アリマスカ

○政府委員(林繁藏君) 正確ナ里程ヲ記憶致シマセスガ、先ヅ半里カソコラカト思ヒマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 他ニ御發言ゴザイマセスカ

○佐々木八十八君 此ノ「レール」ハ矢張り七十五「ポンド」デゴザイマスカ、此ノ御使用ニナリマス「レール」デゴザイマスネ、是ハ七十五「ポンド」ノモノデスカ、或ハ「百ポンド」ノモノヲ御使ヒニナルノデスカ

○政府委員(林繁藏君) 今度ノ改良計畫ノ

中ニアリマス鐵道ノ軌條ノ敷替ハ現在七十五「ポンド」ノモノヲ百「ポンド」ニスル計畫デアリマス

○佐々木八十八君 本線モ百「ポンド」ニナサイマスカ

○政府委員(林繁藏君) 本線ノ京釜、京義線ハ百「ポンド」ニスル意味デ改良費ヲ計上シテ居リマス

○佐々木八十八君 新設ノ方ハ百「ポンド」ニナサイマスカ

○政府委員(林繁藏君) 新設ノ方ハ七十五「ポンド」ヲ使ヒタイ

○佐々木八十八君 サウスルト本線ト同ジデハナイノデスカ

○政府委員(林繁藏君) 本線ノ方ハ非常ニ良クナリマスガ、新設線ノ方ハ先ヅ七十五「ポンド」ニヤッテ置キタイ

○佐々木八十八君 分リマシタ宜シウゴザイマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 他ニ御質問ゴザイマセスカ

○板谷宮吉君 此ノ新線ノ沿線デスカ、沿線ニハ主ニドンナ產物ガ出ルノデスカ

○政府委員(林繁藏君) 先程ノ説明ニモアリマシタ如ク、大體此ノ沿線ノ平野ハ相當

昔カラ開ケテ居ル地域デアリマシテ、米ト

カ麥トカ云フヤウナ農産物が相當ニ產出セ

ラレマス外、中部ノ地帯ニハ相當大キナ森

林地帯ガアリマスノデ、此ノ方面カラノ林

産物モ此ノ鐵道ニ依ッテ開拓ガ出來ヨウカ

ト思ッテ居リマス、尙其外ニ忠清北道、慶尙

北道ノ山地帯方面ニ於キマシテハ相當ノ鑛

物ガアルノデアリマス、石炭、金鑛ト云フ

ヤウナモノガアリマスノデ、是亦鐵道ノ開

通ニ依リマシテ、一層是等ノ地下資源ノ開

發モ出來ルカト考ヘテ居ルノデアリマス、

大體主ナ目途ハ以上申上ゲマシタ農産物、

林産物、鑛産物、斯様ニ考ヘテ居リマス

○子爵秋元春朝君 今、物産ノコトニ付テ

御話ガ出マシタカラ極ク小サイコトノヤウ

デスガ、伺ッテ置キタイ、今、内地ニ於キマ

シテモ石油問題ハヤカマシイノデアリマス

ガ、是等ノ新シイ開拓線ノ近所ニハ石油ナ

ンテモノハ出ルモノデヤナイノデセウカ、

又無イトスレバ今後此ノ鐵道ノ開通ニ依ッ

テ試掘ヲ澤山スルトカ云フヤウナ御計畫ハ

ゴザイマセヌデスカ

ノヤウデアリマス、寧ロ總督府トシマシテ

ハ、石油問題ニ付キマシテハ、朝鮮ノ北部

ニ多量ニ埋藏致シテ居リマス褐炭ヲ乾餾致

シマシテ、サウシテソレカラ石油、油ヲ取

ルト云フ方面ニ付テ研究ヲ進メテ居リマ

ス、現ニ清津ト城津トノ中間ノ所ニ一ツノ

石油乾餾工場ガ既ニ成立ッテ居リマシテ、ソ

コデ作業ヲ始メテ居ルヤウナ實情デアリマ

ス、朝鮮ノ將來トシマシテハ油トノ關係

ハ、寧ロ是等ノ、質ノ餘リ良クナイ石炭ヲ

乾餾シテ、ソレカラ石油ヲ採ルト云フコト

ノ方ガ力ヲ入レテ行クベキコトデヤナカラ

ウカト思ッテ居リマス、石油鑛脈ヲ發見スル

コトハチヨットドウモムツカシクナイカト

今ノ所デハ左様ニ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 他ニ御質問ゴ

ザイマセヌカ……御諮リ致シマスガ、モウ

質問モゴザイマセヌヤウデスカラ、此ノ程

度ニ打切りタイト思ヒマスガ、御異議ゴザ

イマセヌカ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ質問

ヲ打切りマシテ、直チニ討論ニ入りタイト

ニ移リマス

○子爵秋元春朝君 全部此ノ改正案ニ賛成

ノ意ヲ表シマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ直チ

ニ採決ニ移リタイト思ヒマスガ、御異議ゴ

ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) 御異議ナイト

認メマス、朝鮮事業公債法中改正法律案、

原案ノ通り可決致スコトニ御異議ゴザイマ

セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ原案

ノ通り可決ト相成リマシタ、次ニ大正九年

法律第五十六號中改正法律案ヲ議題ト致シ

マス

○子爵秋元春朝君 大正九年法律第五十六

號中改正法律案、此ノ法律案ハ議院提出ノ

法律案デアリマシテ、直接提案者カラ説明

ヲ聽クト云フコトガ出來ナイノデアリマス、

事務局ヲ經テデモ宜シウゴザイマスガ、衆

議院ニ於ケル本委員會ノ速記ガマダ配付ニ

ナッテ居リマセヌノデ、至急ニ配付ヲ願フヤ

ウニ願ヒタイ、尙是ハ事務局ヲ通ジテデモ

宜シイシ、直接内務省ニ御頼ミ願ッテモ宜シ

イガ、北海道拓殖計畫ト云フモノガ樹テラ

レテ、其ノ委員會モ濟ンダヤウニ承知シテ

居リマスガ、其ノ報告ト多少是ハ關係ガア

ルト思ヒマス、此ノ報告書ノ寫デモ宜シウ

ゴザイマスカラ御提出ヲ願ヒタイ、ソレカ

ラ大正九年以降各地方鐵道ヲ線別デ詳シク

補助費ノ支給狀況ノ調書ヲ一ツ願ヒタイト

思ヒマス、ソレカラ各線別ニ營業開始ノ年

カラ補助期限ノ切レルマデ其ノ年月日ノ調

査、是モ一ツ參考書トシテ願ヒタイシ、尙

地方鐵道各線別ニ營業成績ノ調査以上五ツ

ノ參考書ノ御提出ヲ願ヒマシテ、ソレヲ熟

讀致シマシテ質問ヲ致シタイト私ハ考ヘテ

居リマス、ソレマデハ一時御見合セヲ願ヒ

タイト思ヒマス

○委員長(侯爵池田宣政君) 只今ノ秋元子

爵ノ御動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵秋元春朝君 尙附加ヘテ置キマスガ

會期切迫ノ時デアリマスカラ、此ノ參考書

ハ出來ルダケ速カニ各委員ノ手ニ渡ルヤ

ウ、事務局ヲ通シテ御配付アラムコトヲ一

言加ヘテ置キマス

○委員長(侯爵池田宣政君) ソレデハ只今

ノ御申出ノ參考書類ガ何レ御提出ニナルコ

トト思ヒマスガ、本日ハ是ニテ取敢ズ散會

致シマス

午前十一時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵池田 宣政君

副委員長 子爵秋元 春朝君

委員

子爵松平 乘統君

宮尾 舜治君

男爵加藤 成之君

加藤政之助君

小久保喜七君

板谷 宮吉君

佐々木八十八君

政府委員

北海道廳部長 中村 忠充君

大藏政務次官 中島彌團次君

大藏省主計局長 賀屋 興宣君

大藏書記官 入江 昂君

同 谷口 恒二君

海軍主計大佐 石黒 利吉君

司法書記官 齋藤 直一君

朝鮮總督府政務總監 今井田清徳君

朝鮮總督府財務局長 林 繁藏君

昭和十一年五月二十五日印刷

昭和十一年五月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局